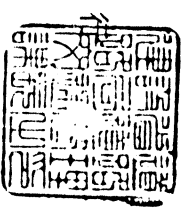


高速自動車国道における救急業務に関する了解事項

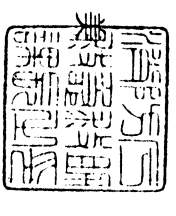
建設省・消防庁及び日本道路公団は、「高速自動車国道における救急業務に関する了解事項」（平成7年6月20日付け建設省・消防庁及び日本道路公団締結。以下「了解事項」という。）の変更について、次のとおり了解する。

平成 〇〇 年 々 月 〇 日

建設省道路局道路交通管理課長 荒 井 俊



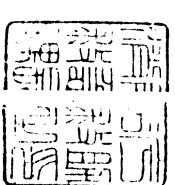
消防庁救急救助課長 鷺 坂 長



日本道路公団保全交通部長 青 野 捷



1 了解事項1の柱書き中「高速自動車国道に所在する2以上の超長大トunnell（通行形態が片側一車線の対面通行である延長5キロメートル以上のトunnellに限る。以下同じ。）を含む区間の救急業務を実施する答申4（1）に認定された市町村に対する財政措置について」を「高速自動車国道に所在する2以上の超長大トunnell（延長5キロメートル以上のトunnellに限る。以下同じ。）を含みその1以上が通行形態が片側一車線の対面通行である超長大トunnellを含む区間の救急業務を実施する答申4（1）に認定された市町村に対する財政措置について」に改める。



2 了解事項1の（3）中「財政措置は当該2以上の超長大トunnellが供用開始された日以降において実施する当該救急業務に対して講ずるものとし、支弁期間は当該2以上の超長大トunnellの供用開始の日から5年間とする。」を「財政措置は当該2以上の超長大トunnellが供用開始された日以降において実施する当該救急業務に対して講ずるものとし、支弁期間は当該2以上の超長大トunnellの供用開始の日から通行形態が片側一車線の対面通行である超長大トunnellが0となる日の前日までとする。」に改める。

3 了解事項1の（3）中「ただし、市町村が救急隊の増員による体制強化を行った日が、当該2以上の超長大トunnellの供用開始の日以降である場合は、当該増員による体制強化の日以降について支弁するものとし、支弁期

間内に新たなトンネルの供用開始により、片側一車線の対面通行である通行形態の超長大トンネルが1以下となる日以降は支弁しない。」を「ただし、市町村が救急隊の増員による体制強化を行った日が、当該2以上の超長大トンネルの供用開始の日以降である場合は、当該増員による体制強化の日以降について支弁するものとする。」に改める。

- 4 了解事項1の(4)中「ただし、年度の途中において新たなトンネルの供用開始により、片側一車線の対面通行である通行形態の超長大トンネルが1以下となる場合は、当該年度の4月1日から当該超長大トンネルが1以下となる日までの日数に応じた額とする。」を、「ただし、年度の途中において新たなトンネルの供用開始により、片側一車線の対面通行である通行形態の超長大トンネルが0となる場合にあつては、当該年度の4月1日から当該超長大トンネルが0となる日の前日までの日数に応じた額、年度の途中において新たなトンネルの供用開始により片側一車線の対面通行である通行形態の超長大トンネルの数に変更が生じる場合にあつては、当該年度の4月1日からその数に変更が生じる日の前日までの日数に応じた額とする。なお、次式中「増員された救急隊員の出場率に応じた額」とは、「答申」中4(2)に記載されている方法により算出された額とする。ただし、「答申」中4(2)に記載されている「救急隊1隊を維持するために必要な費用」を「救急隊の増員に要する費用」と読み替えるものとする。また次式中「A」とは超長大トンネルの数であり、「B」とは超長大トンネルのうち片側一車線の対面通行である形態の超長大トンネルの数である。」に改める。

- 5 了解事項1の(4)の①中「救急隊の増員に要する費用×2/3×供用開始年度の供用日数/365日」の後に「×B/A」を加える。

- 6 了解事項1の(4)の②中「救急隊の増員に要する費用×2/3」の後に「×B/A」を加え、「救急隊の増員に要する費用×2/3×当該救急隊の増員による体制強化を行った日以降の日数/365日」の後に「×B/A」を加える。

- 7 了解事項1の(4)の③中「救急隊の増員に要する費用×{2/3×(365日-供用開始年度の供用日数)/365日+1/2×供用開始年度の供用日数/365日}」の後に「×B/A」を加える。

- 8 了解事項1の(4)の④中「救急隊の増員に要する費用×1/2」の後に「×B/A」を加える。

9 了解事項1の(4)の⑤中「救急隊の増員に要する費用×1/2×(365日-供用開始年度の供用日数)/365日」を「救急隊の増員に要する費用×1/2×(365日-供用開始年度の供用日数)/365日+増員された救急隊員の出場率に応じた額×供用開始年度の供用日数/365日}×B/A」に改める。

10 了解事項1の(4)の⑤の次に次のとおり加える。

⑥供用開始日から数えて第7年度日以降
増員された救急隊員の出場率に応じた額×B/A

11 了解事項1の(5)中「ただし、平成7年度に講ずる財政措置に係る救急隊の増員に要する費用については、本了解事項締結の日以降速やかに確認するものとする。」を削る。

12 了解事項2中「ただし、年度の途中において片側一車線の対面通行である超長大トンネルが1以下となる場合は、当該1以下となる日の属する年度の支払い等に関する事務は、当該超長大トンネルが1以下となる日以降に行うことができるものとする。」を、「ただし、年度の途中において片側一車線の対面通行である超長大トンネルが0となる場合は、当該0となる日の属する年度の支払い等に関する事務は、当該超長大トンネルが0となる日以降に行うことができるものとする。」に改める。

13 了解事項3の(3)の次に次のとおり加える。

(4)平成7年6月20日付けで締結された「高速自動車国道における救急業務に関する了解事項」に基づき、すでに支弁された支弁金については、新たに締結された了解事項に基づき支弁金の内払いとみなす。